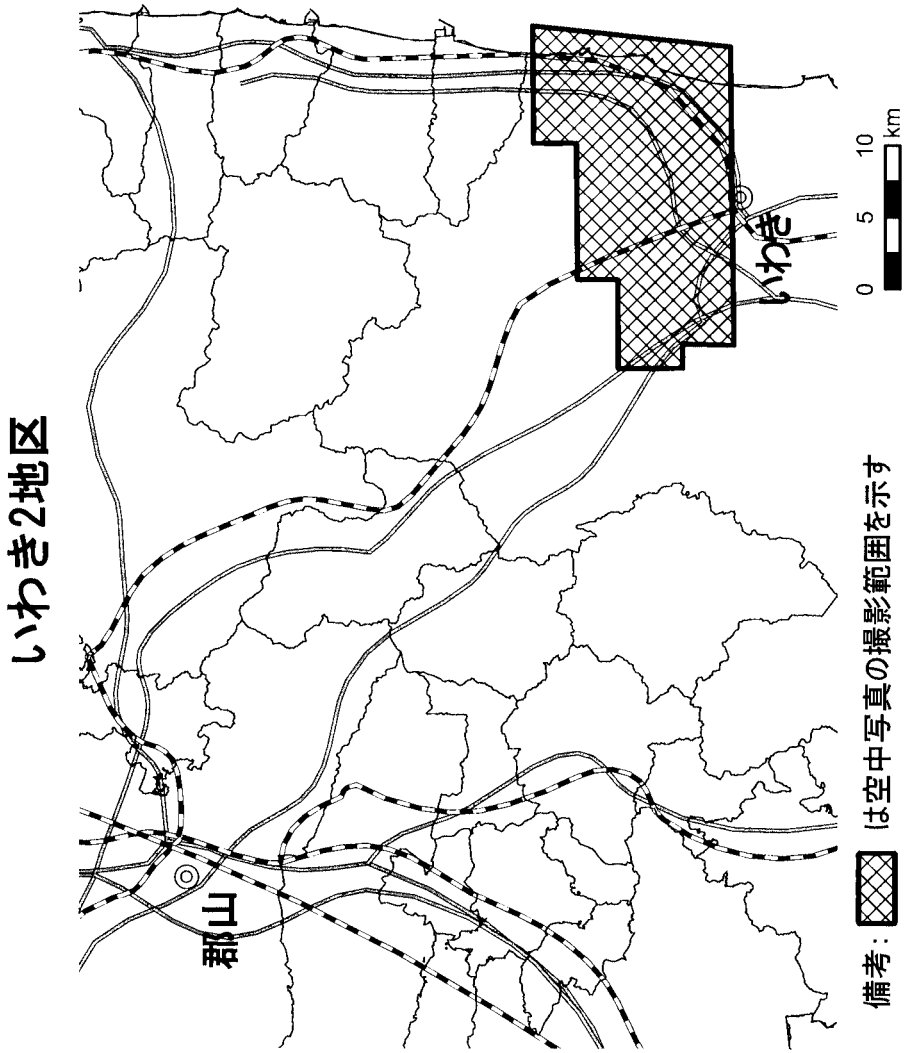


破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１１０３号

兵庫県西宮市門戸岡田町９番28―417号
債務者　中田　晃宏

1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嘉藤　憲暁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８８０号

埼玉県狭山市狭山台２―27―５　コーポしげり205号室、住民票上の住所埼玉県川越市大字今福323番地23
債務者　上山　政江

1　決定年月日時　平成24年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４３７号

愛知県一宮市東五城字大平裏５番地　県営住宅３棟303号
債務者　田中　信也

1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　晴男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５０７号

愛知県一宮市木曽川町黒田七ノ通り260番地　シャトー今井202号
債務者　前島　秀敏

1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月20日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１５６号

北海道伊達市末永町12番地41
債務者　松居　繁雄

1　決定年月日時　平成24年１月24日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　政池　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第４号

山梨県甲斐市龍地2770番地92
債務者　西本公司こと　李　　叅洙

1　決定年月日時　平成24年１月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松　　晃、佐々木亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２１７号

広島市安佐南区大町東２丁目５番24―２号
債務者　今城真由美

1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　貴司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２５２号

広島市東区中山中町18番14号
債務者　亀迫　俊久

1　決定年月日時　平成24年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坊垣内　拓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部